

豊明市地域公共網形成計画策定事業に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、豊明市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）に基づく「豊明市地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）」策定のため実施する調査及び計画案策定の事業実施者を選定するにあたり、最適かつ優秀な提案を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

- (1) 事業名 豊明市地域公共交通網形成計画策定事業
- (2) 事業内容 形成計画の策定に係る調査及び計画案策定
- (3) 履行期限 平成29年3月31日
- (4) 提案上限額 14,201,000円（消費税及び地方消費税を含む）

上記提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案書とともに提出する見積書（様式第4号）に記載する見積金額は、上記提案上限額を超えてはならない。

(5) 成果品

- ア 豊明市地域公共交通網形成計画の策定に係る調査結果
- イ 豊明市地域公共交通網形成計画案

※具体的な提出形式、部数等については別紙仕様書に定めるとおりとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たす者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書（様式第2号）提出日現在、豊明市指名停止取扱要領（平成12年11月13日決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 参加表明書提出日現在、豊明市暴力団排除条例（平成24年9月28日条例第24号）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 参加表明書提出日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、その他経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 参加表明書提出日現在、本事業に類する事業について実績がある者であること。

4 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

参加にかかる全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの参加希望者に帰属する。ただし、提出書類は、返却しないものとする。

(3) 特許権の使用責任

提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、施行方法等をしようした結果生じた責任は、参加希望者が負うものとする。

(4) 提出資料の取り扱い

提出された資料は、本プロポーザル以外の目的では使用しない。

(5) 参加希望者の複数提案の禁止

参加希望者は、複数の提案を行うことはできない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、協議会は、当該提出書類について後日参考資料を求めることができるものとする。

(7) 虚偽記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

5 提案募集及び選定のスケジュール

提案募集及び選定は、次のとおり行う。

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| (1) 実施要領配布 | 5月 2日～13日 |
| (2) 説明会 | 5月17日 午後2時から |
| (3) 質問受付 | 説明会終了後、5月25日 午後5時まで |
| (4) 質問回答 | 5月31日 |
| (5) 参加表明書、資格確認書類及び提案書の提出 | 6月 3日 午後5時まで |

※参加表明した者の参加資格要件を確認する。

- | | |
|------------|-------|
| (6) 審査会の開催 | 6月30日 |
|------------|-------|

※参加希望者は提案内容のプレゼンテーションを行い、豊明市地域公共交通網形成計画策定事業実施事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により提案内容を審査し、最優秀提案者1者を選定する。

- | | |
|-------------|-----------|
| (7) 審査結果の公表 | 7月 1日 |
| (8) 詳細協議 | 7月 4日～15日 |

最優秀提案をした者は、事業の詳細提案書を作成する。契約の諸条件等について詳細協議を行う。

6 募集について

(1) 実施要領等の配布及び説明会の開催

ア 実施要領の配布

- (ア) 配布期間 平成28年5月2日(月)から13日(金)
- (イ) 配布時間 午前9時から午後5時まで
- (ウ) 配布場所 豊明市役所本館3階 とよあけ創生推進室

イ 説明会の開催

- (ア) 日時 平成28年5月17日(火)午後2時
- (イ) 会場 豊明市役所3階 会議室1
- (ウ) 説明会への参加

参加を希望する場合は、平成28年5月16日(月)正午までに下記へ参加者を報告すること。

豊明市地域公共交通活性化協議会事務局(豊明市行政経営部とよあけ創生推進室内)

電話 0562-92-8362(直通)
FAX 0562-92-1141
Email sousei@city.toyoake.lg.jp

(2) 実施要領等に関する質問受付及び回答

ア 質問の受付及び回答方法

- (ア) 質問は、質問書(様式第1号)を使用し、メールにより行うものとする。
- (イ) 郵送、電話、FAX及び口頭並びに持参については、不可とする。

イ 送付先 sousei@city.toyoake.lg.jp

- (ア) 質問受付期間 説明会終了後、5月25日(水)午後5時まで(必着)
- (イ) 質問回答 5月31日(火)メールにより個別に回答するとともに、すべての質問内容及びそれに対する回答を参加希望者全員にメールにて送付する。ただし、質問者に関する情報は非公開とする。

7 参加表明書及び資格確認書類の提出について

参加希望者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出する。

- (1) 提出期限 平成28年6月3日(金) 午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 豊明市地域公共交通活性化協議会事務局(豊明市行政経営部とよあけ創生推進室内) 豊明市役所本館3階
※窓口へ直接提出すること。郵送不可。

(3) 提出書類

参加希望者は、以下の書類を各1部提出すること。

- ア 参加表明書
- イ 会社概要(任意様式)

ウ 事業実績（任意様式）

活性化再生法に基づく地域公共交通に関する総合的な計画の策定、若しくは策定に係る検討事業、又は地域公共交通政策ビジョン、公共交通利用状況調査、コミュニティバスや乗合タクシーなどの生活交通システムについての方針の策定その他これらに類する事業を含むものとする。

エ 事業実施体制（様式第3号）

事業実施体制については、本事業を実施するにあたっての実施体制を、所属、役職、保有資格、専門分野、経歴等具体的に記載すること。

8 提案書の提出と作成要領

(1) 提出書類

ア 提案書（任意様式）

提案書については、仕様書の内容を踏まえ、以下の内容について必ず記載し、10ページ以内にまとめること。

- (ア) 豊明市の地域特性と公共交通の現状整理
- (イ) 豊明市内の公共交通分析
- (ウ) 隣接自治体の交通分析及び整理
- (エ) 公共施設巡回バス利用状況調査
- (オ) 豊明市地域公共交通網形成計画案のとりまとめ
- (カ) 地区別懇談会開催支援
- (キ) 協議会の開催及び運営等支援

イ 見積書

見積書については、消費税の増税の有無に関わらず、消費税率を8%として計算すること。

(2) 提出方法

本プロポーザルにおける提案書は、次のとおり提出すること。

ア 提出書類

(ア) 提案書（紙ベース）

(A4サイズ、10ページ以内。両面刷りでページ番号を付すこと。)

※プレゼンテーションは、提案書を使用して行うこととする。

(イ) 見積書（紙ベース、社印押印）

イ 提出期限 平成28年6月3日（金） 午後5時まで（必着）

ウ 提出場所 豊明市地域公共交通活性化協議会事務局（豊明市行政経営部とよあけ創生推進室内）豊明市役所本館3階
※窓口へ直接提出すること。郵送不可。

(3) 提案書の提出後の取扱い

提案書の変更、差し替え、再提出、返却には応じないものとする。ただし、提出された提案書に不備等があった場合、補正を求めることがある。

(4) 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した参加希望者が、参加を辞退する場合は、提案辞退届（様式第5号）を平成28年6月3日（金）午後5時までに事務局宛に提出すること。

9 審査会及び評価基準

(1) 審査会

開催日時 平成28年6月30日（木）

※開催時間は別に通知する。

(2) プレゼンテーション内容

提出した提案書を基に30分以内で説明を行う。なお、プレゼンテーションは、本提案の実施を担当する技師のうち主に担当する者（以下「主担当技師」という。）が行うこととする。プレゼンテーションの後、質疑応答の時間を設ける。予定された開始時間を過ぎた場合は、所要時間を含めることとする。なお、当日にパソコン及びプロジェクター等の機器を使用する場合は、プロジェクター等の機器については豊明市が用意し、パソコンについては参加希望者が用意するものとする。

(3) 審査・選定方式

提案書及びプレゼンテーションの内容を基に、選定委員会において総合的に評価し、総合得点の最も大きい提案をした参加希望者を最優秀提案者とする。また参加希望者が1者だけの場合でも、その提案内容が優れていると審査会において審査された場合は、その参加希望者を最優秀提案者とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

ア 審査の結果は、参加希望者に文書により通知する。電話や口頭、FAX、電子メール等による問合せには応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(5) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合。

イ 提案書類に虚偽の記載があった場合。

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

エ 本実施要領に違反すると認められる場合。

10 事業の実施に関する事項

(1) 契約

協議会は、最優秀提案者と提案書に基づき協議を行い、随意契約の方法により形成計画策定事業を契約締結する。最優秀提案者は、契約に基づき事業を実施するものとする。

(2) 契約金額

契約金額は、提案書とともに提出された見積書に記載の金額を基本とする。

(3) 誠実な業務遂行

ア 事業実施者は、実施要領及び提案書の記載内容に沿って誠実に業務を遂行する。

イ 協議会と事業実施者は、業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、両者で誠意をもって協議する。

(4) 事業契約期間中の協議会と事業実施者との関わり

本事業は、事業実施者の責により遂行するものとする。協議会は契約に定められた方法により事業実施状況について確認を行う。

(5) 事業の継続が困難となった場合における措置

ア 事業実施者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、協議会は、事業実施者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業実施者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、協議会は、事業実施者との契約を解除することができるものとする。

イ 事業実施者が倒産し、又は事業実施者の財務状況が著しく悪化し、本事業の継続が困難と認められる場合には、協議会は、事業実施者との契約を解除することができる。

ウ ア又はイにより契約を解除した場合には、事業実施者は、協議会に生じた損害を賠償しなければならない。

エ 不可抗力その他協議会又は事業実施者の責に帰すことができない事由により本事業の継続が困難となった場合には、協議会と事業実施者は、事業継続の可否について協議する。

11 問合せ先

豊明市地域公共交通活性化協議会事務局（豊明市行政経営部とよあけ創生推進室内）

郵便番号 470 - 1195

住所 豊明市新田町子持松1番地1（本館3階）

電話 0562 - 92 - 8362（直通）

F A X 0562 - 92 - 1141

E mail sousei@city.toyoake.lg.jp